

令和5年度 旭川市屋外広告物講習会開催の御案内

「屋外広告物講習会」は、次の規定に対応できる技術者を養成するため、「旭川市屋外広告物条例」に基づき、毎年1回開催しています。

- 旭川市内で屋外広告業を営む場合は、屋外広告物講習会の修了者等の業務主任者を置かなければなりません。(旭川市に屋外広告業の登録をするときに設置する業務主任者には、他都市の講習会を修了した者になることもできます。)
- 表示面積が10㎡を超える固定広告物を掲出する場合は、旭川市の屋外広告業登録業者の業務主任者又は、建築士若しくはネオン工事に係る特殊電気工事資格者で、この屋外広告物講習会を修了した者など、一定の資格要件を満たす管理者を定めなければなりません。

- 1 開催日時 令和5年11月9日(木) 10:30~16:40
- 2 会場 旭川市子ども総合相談センター 2階 「研修・会議室1」
(旭川市10条通11丁目)
- 3 受講資格 特に制限はありません。
※旭川市の講習会に限らず、一度受講された方は再受講が不要です。

4 申込方法

受付期間	令和5年9月1日(金)から令和5年10月19日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く、8:45~17:15) ※ 郵送・信書便の場合は、10月19日(木)必着
定員	23名(定員に達した場合は先着順となります)
提出書類	(1) 屋外広告物講習会受講申込書 1通 (受講申込書は建築総務課ホームページからダウンロードできます。) (記入には消せるボールペンは使用しないでください。) (2) 受講者本人の住民票の写し(マイナンバーの記載の無いもの)又はこれに代わる書面(公の機関が発行したもので居住地の記載があるもの) 1通 (3) 写真1枚(縦4cm×横3cmで申込み前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影したもの、デジタルカメラで撮影した写真でも可) (4) 講習科目の一部免除の申出 次の方は、申出により講習科目の一部が免除されます。 ア 建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士) イ 電気工事士(第一種電気工事士及び第二種電気工事士) ウ 第1種~第3種電気主任技術者 エ 帆布製品製造に関する職業訓練指導員等 旭川市屋外広告物条例施行規則第31条の規定に基づき、講習科目(施工に関する事項)の一部免除を希望する方は、受講申込書の下段に必要事項を記入し、アからエのいずれかに該当することを証する証明書等(職業訓練免許状等)の写しを1部添えて申し込みしてください。なお、この場合でも受講手数料の減額措置はありません。
受講手数料	3,010円
納入方法	受付後、納付書を発行しますので金融機関でお支払いください。納付確認後、受講票を交付します。なお、受講申込み後、講習会を受講されなくなっても受講手数料はお返しできません。
提出先 (郵送・信書便可)	〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 4階 旭川市建築部建築総務課 電話0166-25-9842(屋外広告専用)

5 講習科目及び時間割

時間割	講習科目	時間数
10:30~10:55	受付	—
10:55~11:00	開会, 主催者挨拶	—
11:00~12:00	屋外広告物の施工に関する事項	1時間00分
12:30~13:00	受付 (講習科目の一部免除者のみ)	—
13:00~14:30	屋外広告物の表示方法に関する事項	1時間30分
14:30~14:40	休憩	—
14:40~15:10	道路法に関すること	30分
15:10~16:30	屋外広告物に関する法令	1時間20分
16:30~16:40	閉会, 修了証書交付	—

6 教材

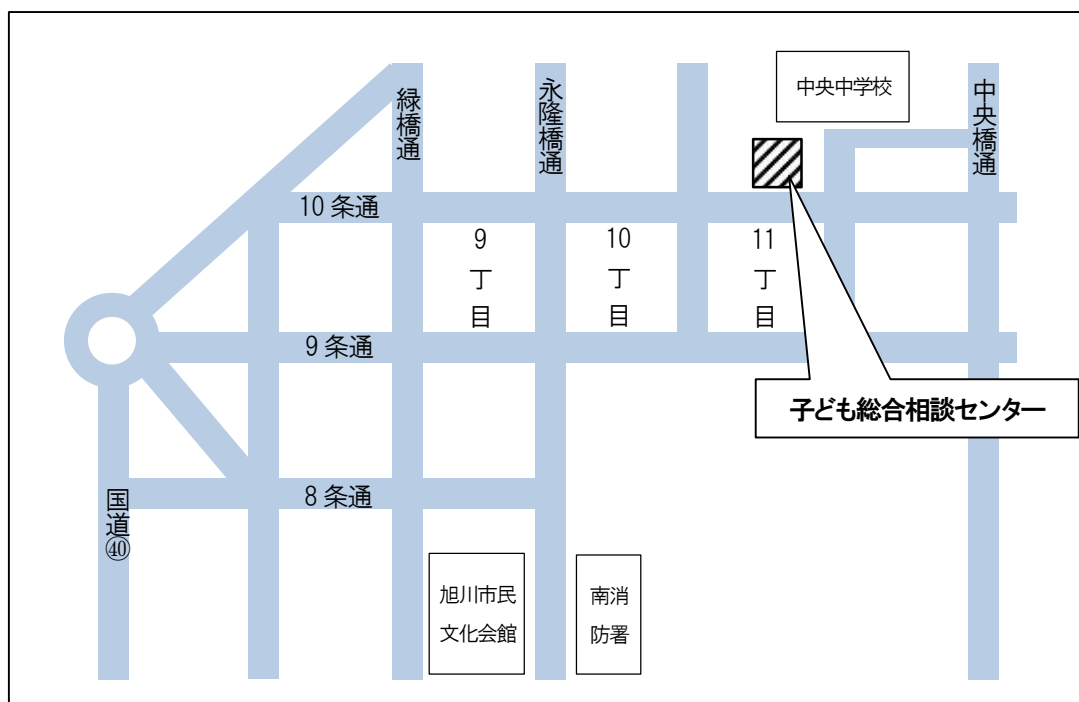
「屋外広告の知識〈第四次改訂版〉デザイン編, 設計・施工編」, 「屋外広告の知識〈第五次改訂版〉法令編」全3巻 (株ぎょうせい発行) を教材として使用いたしますので, 御持参ください。なお, 当日会場でも販売 (本体7,081円+税) いたします。

7 会場詳細

旭川市子ども総合相談センター 2階 「研修・会議室1」

旭川市10条通11丁目 電話 0166-26-5500

※会場に無料の駐車場がございますが, 台数に限りがありますので, 出来るだけ公共交通機関を御利用いただくか, お乗り合わせの上, お越しいただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。



8 問合せ先

旭川市建築部建築総務課 電話 0166-25-9842 (屋外広告専用)

旭川市屋外広告物講習会

検索